

佐賀市農政事務の委嘱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の農業者に対し農政全般の伝達の徹底及び市農政の民主的運営を図るため、各農区に設置する農区員に農政事務を委嘱することに関し必要な事項を定めるものとする。

(地域の基礎)

第2条 農区の地域は、旧慣により定める。

2 市長は、前項に規定する農区を地域の状況により変更することができる。

(委嘱事務)

第3条 農区員の委嘱事務は、次のとおりとする。

- (1) 担当農区内に居住する農業者名簿及び耕作面積調査簿の作成
- (2) 各種調査報告書の配布及び取りまとめ
- (3) 周知事項の伝達及び印刷物等の回覧掲示
- (4) 前3号の書類作成上の指導
- (5) 農業用施設の維持管理に関する事務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農業者を対象とする連絡事務

(委嘱の方法)

第4条 農区員は、その任期が満了し、又は任期の途中でその職を離れるときは、前条の委嘱事務を担当するのにふさわしい者1人を民主的な方法により市長に推薦するものとする。

2 市長は、前項の規定により推薦された者を新任の農区員として委嘱する。

(任期)

第5条 農区員の任期は、1箇年とし、補欠の農区員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 農区員は、再任されることができる。

(謝金)

第6条 農区員には、次のとおり謝金を支払うものとする。ただし、農区員が月の途中でその職に就き、又はその職を離れたときの謝金については、その月の現日数を基礎として日割計算を行う。

平均割 月額800円

戸数割 1戸につき 月額55円（毎年1月1日現在の戸数による。）

2 前項の謝金については、翌年度4月に支払うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。